

No.156 (不定期配信)

東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社、本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

“Great Wall” Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



分かっちゃいるけどやめられない

新型コロナウイルスの水際対策の見直しが世界で相次いでいる。香港は9月26日、入境者に義務化していた隔離措置を撤廃。台湾は10月13日から隔離を取り止める予定だ。日本は10月11日をもって入国時検査を原則撤廃するほか、ビザなしでの短期滞在や個人旅行を認める。さて中国はというと……特に何の動きもない。世界でもまれにみる厳格な措置を続行するようだ。

★ ★ ★ ★ ★

改めて中国のコロナ対策を見てみよう。今年6月に改定された「新型コロナウイルス肺炎防控方案（第九版）」によると、海外からの入国者は「集中隔离7日間＋自宅健康観察3日間」が義務となる。この10日間は部屋のドアからすら出られない。ただ、従来の強制隔離14日間よりはややマシになった。

一方、中国国内の措置は厳しいままだ。コロナ感染者は有無を言わず医療機関などに強制移送され、治癒後は7日間の在宅健康観察。無症状感染者でも「方舱医院」（仮設病院）で最低7日間の集中隔离となる。濃厚接触者は「集中隔离7日間＋在宅健康観察3日間」、濃厚接触者の濃厚接触者（二次接触者）は「在宅医学観察7日間」だ。つまり、コロナに罹患していなくても濃厚接触者に分類されれば隔離施設で7日間の“お務め”を果たさなければならない。

もともと、これは原則上のことで実務はまちまち。私が住むマンションの住人は、二次接触者というだけで隔離施設送りになった。その後、マンション全体が2日間のロックダウン。知らない間に濃厚接触者になり、行動の自由が失われ住居が封鎖されるリスクが市民の大きな心配事項になっている。

細かなリスク地域分類もある。感染者の住居があるエリアは「高リスク地域」となり、外出禁止の隔離措置が採られる。7日間連続で陽性者が出なければ「中リスク地域」に“昇格”し、マンションなど

の敷地内には出られる。陽性者ゼロがさらに7日間続くと「低リスク地域」となり、生活の自由がある程度得られる。9月28日現在、中国全土で高リスク地域が762カ所、中リスク地域が860カ所ある。

リスク地域はマンションの棟ごとなどで指定されるため、街全体の封鎖リスクはやや軽減した。ただ、「行政区内に高または中リスク地域が一つでもあると他都市への移動が難しくなる（到着後に隔離されるケースもある）」などのローカルルールが突然発動することもあるので全く油断できない。もう何でもありの“無理ゲー”状態だ。

厳しい現状に疑問を抱く市民も少なくない。ただ、国策に反旗を翻していると見られるため、公の場で批判を口にするにはほぼ不可能だ。

9月上旬、地場系の華泰証券が発表したレポートが注目された。「新型コロナウイルスの変異株派生型は死亡率がインフルエンザより低い」「アジア地域は今、コロナ規制を緩和し、全面開放に向かって進んでいる」としたもの。私も取り寄せて読んでみたが、データを踏まえたごく当たり前の内容で、現行の政策批判や新たな政策提言などは一切なかった。ところが、このレポートはすぐに撤回の憂き目に遭った。異論は許されない社会なのだろうか。何か大きな力と不思議な付度を感じたのは私だけではないだろう。

★ ★ ★ ★ ★

少々暗澹たる気持ちになっていたら、突然電話が鳴った。国慶節の小旅行向けに予約したホテルについて旅行会社からの連絡だ。これまで何回も経験している外国人お断りのお知らせかなあ、と恐る恐る電話に出ると、「すみません。お客様の予約したホテルが明日から隔離施設になってしまうもので……」とのこと。いや、そう来ましたか。感染者の増加に備えた政府による施設確保（接收）の動きらしい。隔離は断固継続するというサインだろうか。皆さん、中国はまだまだやる気マンマンのようです。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して 最大 1.1000%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客様に提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50%となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料の作成後、掲載された銘柄を対象とした EB 等の仕組債等を東洋証券株式会社が販売する可能性があります。また、東洋証券株式会社またはその関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載された企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

【免責事項等】

この資料は、東洋証券株式会社が信頼できるとされる各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。また、将来の運用成果等を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点のものであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客様に何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券株式会社は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号

◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1

TEL 03 (5117) 1040

<https://www.toyo-sec.co.jp/>

2022 年 9 月 30 日
審査部審査済